平成２３年（フ）第５０８８号
大阪府茨木市西中条町３番41号、前住所大阪府茨木市奈良町５番304号
破産者　割石　一郎
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４３９号
大阪市城東区野江２丁目12―60　田中方、住民票上の住所大阪府泉南市新家656番地の１
破産者　南　　孝幸
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５７２号
大阪府池田市神田３―13―７―403、開始決定時の住所大阪府池田市渋谷１丁目11番１―405号
破産者　林　　明男
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７４７号
大阪市生野区中川西１―８―６　フラットフォーアイザワ203号室、開始決定時の住所大阪市東成区大今里２丁目19番６号
破産者　ブティックプレゴーこと高山安恵こと
鄭　　玉姫
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０３８号
大阪府東大阪市加納６丁目15番７号
破産者　北島工務店こと　北島　　稔
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４１７号
京都府長岡京市勝竜寺８番10号
破産者　中平　靖夫
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４５９号
大阪市淀川区東三国２丁目９番19―205号
破産者　野村　正人
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７３６号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目４番16号　オレンジハイツＡ205号、前住所奈良県大和郡山市野垣内町130番地７
破産者　松川　武夫
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９２９号
大阪市淀川区木川東４丁目４番１―414号
破産者　水本　雅夫
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１１８号
大阪府東大阪市三島１丁目24番20号
破産者　後藤宏二郎
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７０３号
大阪市生野区小路東４丁目17番26号
破産者　米田　啓二
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５０号
大阪府八尾市山城町４丁目２番23号
破産者　大原　健作
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０９号
大阪市生野区田島５丁目13番29号
破産者　玉川隆二こと　劉　　吉振
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１０号
大阪市生野区巽南３丁目18番28―312号
破産者　玉川美予子こと　劉　美予子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２２号
神戸市東灘区甲南町４丁目７番23―１号、前住所兵庫県尼崎市七松町２丁目15番25号
破産者　仁和佐江子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２３号
大阪市福島区海老江１丁目13番８号　ドリームハイツ21―508号
破産者　三橋　義和
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２６号
大阪市淀川区塚本６丁目11番10号　庄村ハイツＢ101号、前住所大阪市淀川区田川北１丁目13番17号
破産者　竹藤　裕啓
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５７号
大阪府摂津市正雀４丁目８番34号、前住所神戸市長田区六番町１丁目６番地の６　レオパレスエスポア六番町104号
破産者　太田　和孝
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７１号
大阪府豊中市大黒町２丁目16番20―305号
破産者　宮迫　満治
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部